対象区域内建築物等維持管理責任者選任(変更)届

年	月	目
•		

滋賀県知事

申請(届出)者	住所
	氏名
	電話番号

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) 第 86 条第 1 項 第 86 条第 2 項

の規定による認定の対象区域および対

第86条の2第1項

象区域内の建築物の維持管理について、下記の者を管理責任者に定めましたので届け出ます。 なお、維持管理責任者を変更する場合は、事前に変更届を提出します。

記

- 1 管理責任者
- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 連絡先 電話番号

電子メール

2 対象区域の所在地

誓約 書

上記の対象区域および対象区域内の建築物について、管理責任者として適法に維持管理します。

管理責任者名

(押印または署名)

- ※1 管理責任者は、建築主または対象区域内の土地もしくは建築物の所有者に対し、認定内容を周知するとともに、対象区域および対象区域内の建築物を適法に維持管理するための措置を講じなければならない。
- ※2 管理責任者は、対象区域および対象区域内の建築物が認定を受けた者である旨を記載した表示板 を対象区域内の適切な位置に設置しなければならない。